

第 3 0 号議案

東京都台東区障害程度区分審査会の定数等を定める条例の  
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

( 提案理由 )

この案は、障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）の  
改正に伴い、所要の改正を行うため提出します。

東京都台東区障害程度区分審査会の定数等を定める条例の  
一部を改正する条例

第1条 東京都台東区障害程度区分審査会の定数等を定める条例  
(平成18年3月台東区条例第6号)の一部を次のように改正  
する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社  
会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条 東京都台東区障害程度区分審査会の定数等を定める条例  
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都台東区障害支援区分審査会の定数等を定める条例

第1条中「東京都台東区障害程度区分審査会」を「東京都台  
東区障害支援区分審査会」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第  
2条及び次項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条  
例の一部改正)

2 東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する  
条例(昭和31年12月台東区条例第20号)の一部を次のよ  
うに改正する。

別表中「東京都台東区障害程度区分審査会」を「東京都台東  
区障害支援区分審査会」に改める。